

# いわゆる「A級」 めぐる議論



# 日本の名譽を 回復するためには

# —歴史認識四つのポイント—

## ●「戦犯」合祀に至る経緯

五十年代は「私的参拝」とされてきました  
六十年八月十五日、中曾根康弘首相は送

政府見解を改め、「公式参拝は合憲である」との新たな解釈に基づいて靖國神社を公式参拝しました。それに対し中国は、「A級戦犯が祀られる靖國

「隼獵」の名譽回復運営

講和条約発効により、日本は主権を回復しました。しかし、「極東国際軍事裁判所並びにその他の連合国戦争犯罪法廷が刑を宣告した者については、この権限（※赦免、減刑、仮出獄させる権限）は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない」と定めた対日平和条約第十一條の規定により、当時まだ一二三四名もの人々がこれ以後も引き続いて「戦犯」として服役せねばならないこととなつたのです。

恩給法が改正され、遺族や受刑者本人に対しても支給されることとなりました。

このように、戦勝国によって「戦犯」とされた人々の名誉回復は、政府が独断で行ったのではなく、国民の強い要望によつて圧倒的多数の国会議員の賛同を得て政府が動き、アメリカをはじめとする連合国が認めたことによつてなされたのです。いわゆる「A級戦犯」問題について論じる際はこうした事実をしつかり踏まえる必要があります。

きました。そして、昭和五十三年の秋季例大祭に併せて合祀されたのです。合祀までに時間がかかったのは、当時、国会において靖國神社を国が護持すべきだとする「靖國神社国家護持法案」が長く審議されていたためです。

また、他の「戦犯」の方々も同様の経緯でそれに先立つ昭和三十四年の春季例大祭に併せて合祀されたのが最初です。もちろん、合祀後は「A級・B級・C級」といった区別はありません。国としては「戦争による公務死」(正式には「法務関係死没者」)との扱いであり、神社では「昭和殉難者」として丁重に祀られています。その合祀は、決して靖國神社が勝手に行つたのではないことはこれらの経緯を見れば御理解戴けるでしょう。

の、C級は直接実行したものとして区別さ  
二名の人々がB・C級戦犯として訴訟され

神社に参拝することは中国人の感情を傷つける」などと反発、それを受け、政府関係者からも暗に靖國神社に対し「A級戦犯」の分祀を求める発言が相次ぎました。従来、首相としての公人参拝が憲法二十三条の政教分離原則に抵触しないかという憲法問題でしかなかつたのが、「A級戦犯」合祀を理由とする近隣諸国（中国に続いて韓国も加わる）の反対によつて外交問題に転じてしまつたのです。

# はじめに

先の戦争終結から七十年が経過しようとしています。日本と中国や韓国との間では、歴史認識に大きなズレが存在しています。確かに伝統や文化が異なる国家間では歴史的事実に対する評価は一様ではなく、意見の食い違いが生じることもあるでしょう。しかし、中国や韓国が主張するように、本当に日本は侵略戦争を仕掛け、各地で残虐行為を行ってきたのでしょうか。

中国は戦争当時における日本軍の残虐行為の一つとして「南京大虐殺」があつたと主張し、また韓国は多くの朝鮮婦人がいわゆる「従軍慰安婦」として強制的に連行され、「性奴隸」にされたとして日本の責任を執拗に追及しています。プロパガンダにより、一連の主張がさも事実であるが広がっています。

このような誤った認識をもたらしたのは、朝日新聞の捏造記事に加えて、平成五年八月、当時の河野官房長官が韓国におもねり、慰安婦に対する日本軍の「関与」と「強制」を認めたいわゆる「河野談話」に主たる原因があります。

現在、アメリカ国内や国連などで、慰安婦は「日本軍が二十万人を超える少女らを性奴隸にするために強制動員した卑劣な犯罪」との大きな誤解が広がっています。

このような誤った認識をもたらしたのは、朝日新聞の捏造記事に加えて、平成五年八月、当時の河野官房長官が韓国におもねり、慰安婦に対する日本軍の「関与」と「強制」を認めたいわゆる「河野談話」に主たる原因があります。

平成二十六年一月、「河野談話」作成に携わった石原信雄元官房副長官の国会答弁がきっかけとなり、政府は同年六月、談話作成経緯に関する詳細用された遺体埋葬記録ですが、その記録についても、当

## 問題だらけの 「東京裁判」

さて、極東国際軍事裁判(通称「東京裁判」とは、日本がポツダム宣言を受諾したことにより、同宣言第十九項の「吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム」切ノ戦争犯罪人二対シテハ嚴重ナル裁判ヲ行フベシ」との条項を根拠として、戦時日本政治・外交・軍事指導者二十八人を裁いた裁判です。連合国はドイツのナチス戦犯を裁いた「ユルンベルク裁判」にならい、極東国際軍事裁判所条例を制定し、日本人被告を「和平に対する罪」、通例の戦争犯罪、「人道に対する罪」は「侵略戦争」を計画・実施したことが國際法上の犯罪とされたもので、これを主たる理由として起訴されたのが、いわゆる「A級戦犯」とされる人々です。裁判の結果、東條英機元首相ら七名が絞首刑、十八名が終身または有期禁固刑に処せられました。

## 誇りを胸に 正しい歴史 認識を

これまで我が国は、対外関係を悪化させないように気を配るあまり、たどいわれなき汚名や非難であつても、徹底的に議論したり、反論を行つたりすることを避けてきました。しかし、そういう日本人の気質が逆に相手国を利することとなり、国際社会の中での日本の立場を益々悪化させることになりました。

今日、その失われた日本の信頼と先人の名誉を回復するため、我が国の未来を憂う有志の政治家や有識者によって、ようやく多様な内政・外交活動が展開されつつあります。しかし、一度失われた名譽や信頼は、そう簡単には回復することは出来ません。日本本の汚名払拭と信頼回復のためには、私たち一人一人が正しい歴史的事実をしっかりと認識し、さまざまなかな場面で丁寧に、そして根気よく説いてゆく「気概」が必要なのです。

## 南京での「大虐殺」は 本当にあったのか

現在、アメリカ国内や国連などで、慰安婦は「日本軍が二十万人を超える少女らを性奴隸にするために強制動員した卑劣な犯罪」との大きな誤解が広がっています。

このような誤った認識をもたらしたのは、朝日新聞の捏造記事に加えて、平成五年八月、当時の河野官房長官が韓国におもねり、慰安婦に対する日本軍の「関与」と「強制」を認めたいわゆる「河野談話」に主たる原因があります。

平成二十六年一月、「河野談話」作成に携わった石原信雄元官房副長官の国会答弁がきっかけとなり、政府は同年六月、談話作成経緯に関する詳細用された遺体埋葬記録ですが、その記録についても、当

### ● いわゆる「南京大虐殺」三十万人は嘘

「南京大虐殺」とは、支那事変(日中戦争)初期の昭和十二年十一月、日本軍が南京を攻略、占領した直後に、多数の中国軍捕虜や一般市民を不法に殺害したとされる事件のことです。この事件による虐殺の規模については、様々な見解があり、今日でも論争が続いているが、中国においては三十万人と主張されています。

しかし、多くの日本人研究者も指摘していますが、「大虐殺」を目撃したという明白な根拠を有する証言は皆無であり、また、「大虐殺」があつたことを立証する物証・書証も見つかっていません。

また、「二十万や三十万といった犠牲者数の根拠とされているのは、いわゆる「東京裁判」などで書証として採用された遺体埋葬記録ですが、その記録についても、当

時の南京特務機関従事者の証言から水増しが指摘されており、証拠としての価値は乏しいと言わざるを得ません。

実際の遺体埋葬数は一万人前後と考えられ、そのほとんどが戦闘で死亡した中国兵や民間人になります。

昭和十二年十一月十三日の東京日日新聞(現在の毎日新聞)に掲載されました。終戦後、二人の将校はこの記事をもとに南京の軍事法廷で有罪とされ、銃殺刑に処せられましたが、中国ではこの記事が「南京大虐殺」の証拠であるとして、南京大虐殺記念館では大大

に取り上げられています。しかし、この記事自体は当時、戦意高揚のために作られた虚構であることが後後に「一人の将校の写真を撮つたカメラマンの証言や学者の研究などから明らかになりました。

なお、この記事をめぐり、昭和四十六年に朝日新聞の記者が東京日日新聞の記事や南京軍事法廷での内

容とともに異なる連載記事を掲載し、将校の遺族が、将校と遺族の名譽を毀損されたとして、記者及び朝日新聞などを相手に訴訟を起し、当該記事の出版差し止めや謝罪広告の掲載などを求めました。結果として、東京高裁はこれらの記事が虚構であるとまでは言い切れないとして原告の訴えを棄却しました。

しかし、注意すべきは判決文の中で「『百人斬り競争』の実体及びその殺傷数について、同記事の内容を信じることはできないのであって、同記事の『百人斬り』の戦闘戦果ははなはだ疑わしいものと考えるのが合理的である」との判断を示していることです。実際、二人の将校は第線の白兵戦に参加できるポジションではなく、また、日本刀の性能からして時代劇映画のように次々に人を斬るようなことは不可能に近いのです。中国は事実かどうかはつきりしないものを「大虐殺」の重要な根拠と主張しているのです。

さらに、裁かれたのは日本人だけであり、米国の無差別爆撃や原爆投下、日本兵捕虜の虐殺など、連合国側の戦争犯罪については全く不問に付されていました。不公平と言えば、これほど不公正なものはないでしょう。

この裁判は、勝者が憎しみと復讐の感情で一方的に敗者を裁いたものであるため、多くの矛盾や問題が存在しています。何よりも従来の国際法では戦争自体は違法ではなかったのに、戦争が終わってから「侵略戦争」のレッテルを貼り、それまでの国際法上にはなかった「和平に対する罪」と「人道に対する罪」を新しく犯罪として創設したことです。このような事後法は、犯罪行為の内容や刑罰は予め法で明確に定めていなければならぬとする近代刑法の基本原則である「罪刑法定主義」に反するものなのです。

さらに、裁かれたのは日本人だけであり、米国の無差別爆撃や原爆投下、日本兵捕虜の虐殺など、連合国側の戦争犯罪については全く不問に付されていました。不公平と言えば、これほど不公正なものはないでしょう。

## 慰安婦の「強制連行」 はあったのか

るかのようにアメリカをはじめとする国際社会に広がっているようですが、その原因の一つには、偏向した報道を行つた一部の日本のマスコミにも責任があります。昨日の日本にとって喫緊の課題は、正しい歴史的事実を一つ一つ国内外に正確に発信することであり、いわれなき誹謗・中傷により大きく損なわれた日本の信頼と先人明したとはいえ、誤報を長年にわたって放置してきたことから、誤った情報が国際社会に拡散し、日本の名譽と信頼は深く傷つけられ、今なお回復されていません。

今日の日本にとって、関わる記事の一部について、虚偽の証言に基づく誤報と認めて取り消しました。遅ま固然ながら、証言が虚偽だと判明したことは、誤報を長年にわたって放置してきたことから、誤った情報が国際社会に拡散し、日本の名譽と信頼は深く傷つけられ、今なお回復されていません。